

国海員第348号  
令和5年12月25日

各位

国土交通省海事局船員政策課長  
( 公 印 省 略 )

### SOLAS条約改正に伴う船員労働安全衛生規則（係船設備の安全対策）の運用について

2009年3月、神戸港において破断した係船索が港湾作業員2名にあたり死亡した事故が発生するなど、国内外を問わず、係船作業中の事故が多発しており、国際的な安全対策が求められていた。国際海事機関（IMO）において欧州等が船上係船設備の配置改善を提案する一方で、我が国は現存船、新造船に関わらず、すべての船舶に対し、係船索を含む係船設備の点検及び保守の義務化を提案した。IMOでの審議を経て、102回海上安全委員会（MSC102）において、係留設備に関する「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）附属書第II-1章第3-8規則」の改正案が採択された。また、それに関連する曳航係留設備のガイドライン（MSC.1/Circ.1175）の改正案、同規則に参照される形となる安全な係留設備の設計及び装置の選定に関するガイドライン（MSC.1/Circ.1619）並びに係船索を含む係留設備の点検及び保守に関するガイドライン（MSC.1/Circ.1620）が併せて承認された。

改正されたSOLAS条約附属書第II-1章第3-8規則は、令和6年1月1日に発効し、建造日に関わらずSOLAS条約適用船は、索を含む係船設備の点検及び保守について、発効日までに要件を満たす必要があるところ、係船作業中の事故はSOLAS条約適用船以外でも発生しており、我が国では船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）によって、全ての船員法適用船舶に対し、船舶所有者の義務として係船設備にかかる事故防止のための措置がとられているところである。

については、今般のSOLAS条約改正に伴い、下記につき、周知徹底を図るとともに、遺漏の無いように対応願いたい。

## 記

今般の SOLAS 条約改正において、令和 6 年 1 月 1 日以降、索を含む係船設備の点検及び保守が強制化されるところ、当該改正に係る船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号。以下「規則」という。）の適用解釈について以下のとおりとするので、遺漏の無いように対応願いたい。

### 1. 係船設備の範囲

規則第 56 条第 1 号に「作業を開始する前に、揚びよう機又はけい船用機械の作動状態並びにびよう鎖及び索具類の状態を点検すること。」とあるが、同号中の「索具類」には、いわゆる係船索及び取り付け物（ボラード、ビット、フェアリーダー、ローラー、チョック等といった物品）等、係船設備に関連するすべての機器・要具を含むものであること。

### 2. 点検及び保守の範囲

規則第 5 条第 1 号に安全担当者の業務の一部として「作業設備及び作業用具の点検及び整備に關すること。」とあるが、係船設備の点検及び保守については同号によって引き続き確實に実施の上、それを記録することとし、下記 3. を踏まえた適切な方法によって、係船設備に關係する事故の防止を図ること。また、本項による係船設備の点検及び保守行為については、今般の SOLAS 条約改正による要求内容を踏まえれば、上記 1. の規則第 56 条第 1 号による点検と一体のものとなることによく留意して行うこと。

### 3. 点検及び保守の方法

本項に関しては、今般の SOLAS 条約改正により、適切な方法により点検及び保守を具体的に行うことが義務づけられていることをまず認識した上で、その具体的な方法として、IMO が制定した係船索を含む係留設備の点検及び保守に関するガイドライン（MSC.1/Circ.1620）（別添）を参照し、同ガイドラインに従って実施することが強く推奨される。これには、「3.1 係船索を含む係船設備の点検及び保守の手順の確立」「3.3 係船設備の識別と管理のための手順の確立」「4.3.1 係船索の交換に関する製造業者の基準の確認」「4.4.4 建造時の設計コンセプト、設備、配置及び仕様の記録の維持」「6.1 係留設備の点検及び保守、並びに係船索の点検及び交換の記録の維持」「6.2 係船索、ジョイニング・シャックル及び合成纖維テールの製造者試験証明書の保管」等について具体的に記載されている。

同ガイドラインは、今般の SOLAS 条約改正による義務的要件に明確に紐付けられた参考指針となっており、当該条約改正による点検及び保守の具体的な方法について規定したものとして締約国間で實質唯一認識・共有されている正式文書となっていることから、外国寄港時の PSC（寄港国検査）では、当局により係船設備の状況を確認の上、必要であれば、安全管理マニュアル等が当該ガイドラインの定める内容に拠っているか等についても、検査が行われる可能性があることその他に鑑みるに、上記のように、強く推奨されるものである。

なお、本件に関しては、「安全な係船作業に関する技術指針」（海技教育機構論文集 第 6 号 2019 年 6 月）が参考となる。

以上